

## 仕 様 書

### 1. 件名

森林再生ツアー業務委託

### 2. 履行期限

令和8年9月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで

### 3. 履行場所

東京駅⇄栃木県大田原市内

### 4. 業務委託内容

ツアープラン作成、募集、実施及び運営等

#### (1) ツアープラン作成

##### ◆ツアーの目的

ゼロカーボンシティ江東区の実現に向け、植樹等、森林や木材と触れ合う体験を通して、森林の整備や保全及び木材利用推進に関する区民の意識醸成と行動変容につなげる。

##### ◆ツアー実施日

①令和8年11月28日（土）、②令和9年3月13日（土）

##### ◆対象者（①及び②）

区内在住の小学生の子と保護者

##### ◆ツアー1回あたりの参加者数（①及び②）

20組40名、付添区職員4名

※応募単位は2名1組。大人のみ、子供のみ参加は不可。

※その他大田原市職員4名が付添う。大田原市職員は大田原市庁有車等で移動するため、新幹線、貸し切りバス等には乗車しない。

##### ◆ツアープラン内容

・東京駅に集合し、午前8時～9時30分頃出発する新幹線に乗車し、大田原市内でツアープログラムを体験した後、午後5時～7時頃に東京駅につく新幹線の降車後に、解散する。往路の新幹線降車駅・帰路の新幹線乗車駅は、同一である必要はない。なお、往路の新幹線降車後の移動手段（貸切バス等）も受託者にて確保すること。

往路・帰路の新幹線の席は、参加者全員の席をまとまったスペースで取る必要はない。ただし、申込組（申込をした2名1組）が隣接して座れるようにすること。また、乗り過ごし等が発生しないよう、添乗員が参加者の状況を把握できるようにすること。

・ツアープランは上記「ツアーの目的」を踏まえて作成し、以下の内容を入れること。

プラン内容（①及び②）

（ア）植樹体験（3月のツアーのみ）。場所（地番）は大田原市市野沢 1887。体験時間は1時間程度。※雨天中止の場合の代替プログラムを受託者にて用意すること。

バスで向かう場合のバスの乗降場所は、（株）田中精螺（栃木県大田原市市野沢 1831-2）敷地内指定場所。バス乗降時以外の駐車場（バスの待機場所）は、金田北地区公民館（栃木県大田原市市野沢 1988-1）。※両者へ連絡する場合は、区を通して連絡すること。ただし、契約後の調整により、両者の了承を得られた場合は、直接連絡することが可能である。

（イ）昼食（昼食及び会場は、受託者にて手配）

（ウ）木材利用が森林整備につながり、地球温暖化防止に寄与することを学べる環境学習。移動中のバス車内や、森林散策等のプログラム内での実施も可能。

<参考 R7 ツアースケジュール>

時 間	行 程
7：30	江東区役所 集合・出発（貸切バス）
7：30～ 10：30	移動（途中、休憩あり）。道中、バス車内にて環境関連動画、大田原市観光動画を視聴
10：30	大田原市到着
10：30～ 11：30	道の駅那須与一の郷 与一伝承館にて木工体験・江東区職員、大田原市職員によるスライド学習
11：30～ 12：45	道の駅那須与一の郷にて昼食・自由行動
12：45～ 14：30	※NASU SATOYAMA FIELD への移動時間含む NASU SATOYAMA FIELD 散策
14：30～ 18：00	移動（途中、休憩あり）。バス車内にてアンケート回答
18：00	江東区役所 到着・解散

ツアー当日の実施・運営も行い、やむを得ない事情がない限り、予定している内容で確実に実施すること。プランの変更が必要な場合は、区の事前確認を受けたうえで、変更すること。

・受託者は、ツアー全行程実施に係る添乗員（訪問先やメニュー等、ツアー内容に精通したスタッフ）を手配し、適宜、参加者への説明等を行うこと。

・受託者は、参加者に対して、食物アレルギー（小麦、そば、乳製品、ナッツ等）の有無を事前に確認したうえで、参加者に対して、昼食に関する情報の提供を行うこと。

・昼食メニューは、大田原ならではの食材を取り入れるなどの工夫に努めること。

・昼食場所は、1名あたり2,000円前後で食事ができるメニューを提供できる場所であること。飲食店での食事に限らず、弁当会社等より調達した弁当を飲食可能な場所で食

事することも可能。ただし、食中毒等が発生しないよう衛生面に配慮すること。

- ・貸切バスについては、受託者が手配し、事前に座席表を作成すること。
- ・受託者は、江東区が広報素材等の使用のため、ツアー中に写真等の撮影を行うことや、現地の新聞社等によるイベントの様子を撮影した写真や映像が掲載される可能性があることを、「参加者募集時」及び「参加者確定時」の計2回、参加者に案内すること（形式不問）。
- ・受託者は、撮影不可の参加者がいる場合、ツアーの開催前までに、区へ報告のうえ、判別できるようにすること。
- ・参加者の安全確保のため、ツアー当日対応が可能な医療機関の情報（所在地、連絡先等）を確認すること。
- ・ツアー開催場所については、大田原市内に限る。やむを得ず、大田原市内で昼食場所の手配等が困難な場合は、区へ事前に協議を行い、許可を得ること。

## （2）参加者について

各ツアーの募集は、ツアー実施日の1.5～2か月前頃に開始し、募集期間は10日以上とすること。

### ◆参加者から徴収するツアー参加費

- ・参加者から徴収する参加費は、1組8,000円とする。
- ・参加費は、無断キャンセルや直前のキャンセルを防ぐために、ツアー当日よりも前に徴収すること。
- ・ツアー参加者のキャンセルが発生した場合は、受託者が国土交通省告示第千五百九十三号標準旅行業約款、別表第一取消料、一国内旅行に係る取消料に準じ、取消料を参加者から徴収する。

### ◆参加者の募集・決定方法

- ・受託者は、ウェブサイト等にてツアーの告知・参加者の申込受付を行うこと。申込受付に必要な申込受付フォーム等を用意すること。ウェブサイトにて参加者の募集及び受付ができない場合は、代替手段について事前に区の確認を受けた方法で実施すること。なお、ウェブサイト等の告知内容等については、事前に区と協議すること。
- ・ウェブサイト等についてはhttps通信方式を用いるウェブサイトと同等以上の安全性が確保されていること。
- ・応募者数が募集人数を超えた場合は抽選を実施すること。
- ・参加者の決定（落選を含む）について、応募者へ通知すること。
- ・ツアーに関する問い合わせに対応すること。
- ・フライヤー（紙での印刷不要。PDFデータ等で作成。区HP等へ掲載する）を作成すること。内容については、事前に区と協議すること。

◆参加者決定後からツアー当日まで

- ・参加者よりキャンセルの連絡が来た際は、落選者の中から繰り上げ当選を行うこと。繰り上げ当選を実施する期限については、区と協議のうえ決定すること。
- ・参加者へリマインドの通知をする等、直前及び当日のキャンセルが生じないようにすること。
- ・最終案内書を作成し、参加者へ送付すること。なお、最終案内書の内容については、事前に区と協議すること。
- ・ツアーの参加費を徴収すること。
- ・申込者及び参加者の属性（年齢及び人数）を区に報告すること。
- ・ツアーに関する問い合わせに対応すること。

(3) ツアーの実施及び運営

- ・ツアーの実施及び運営に必要な、各団体等との連絡・調整・物品等の準備等を行うこと。※準備する物品等については、以下の「見積内訳項目」を参照。

◆見積内訳項目

- ・往路及び帰路の新幹線代（参加者及び付添区職員分）の費用。付添区職員の人数は4名で計上すること。
- ・往路の新幹線降車後の移動に係る費用（参加者及び付添区職員分）  
※貸切バスを使用する場合は、下記「貸切バス代」の仕様とする。
- ・貸切バス代（高速道路料金、駐車料金、添乗員、運転手等の費用を含む）  
※バスの台数は1台を見込む。  
※参加者及び付添区職員は補助席を利用しない。  
※区が指定する3月の植樹の際のバスの乗降場所及び待機場所にかかる駐車料金は無料。
- ・添乗員費用
- ・旅行企画料
- ・昼食費（参加者及び付添職員分。付添職員は江東区・大田原市職員各4名の計8名で計上すること。）
- ・旅行傷害保険料。保険の内容には、賠償責任（保険金額1,000万円以内）が含まれていること。保険料については、1人あたり300円以内とする。ただし、該当の保険がない場合は1人あたり500円以内の保険への加入を可能とする。
- ・参加者から徴収する参加費（マイナスの金額として計上すること）。
- ・施設使用料・入場料・物品等ツアープログラムの実施に必要な費用
- ・その他費用（参加者の募集・決定等にかかる費用、最終案内書やネームストラップなどの消耗品費、通信費など）。なお、付添職員分の最終案内書は、事前確認の際に提出

される完成品を区で印刷する。その他、参加者へ配付する物品等については原則として付添職員分は不要とする（ツアーの管理等の関係から、付添職員へも配布が必要な物品等を除く）。

・付添職員は同行のみで、参加者と同様のプログラム参加は行わない。

また、プログラムの内容によっては必要な物品を1人1つではなく、1組1つとすることも可能とする。

（例）木工体験を実施する場合

プログラム必要経費：木工体験会場入場料、木工体験用制作キット購入費

付添職員8名は木工体験の様子の撮影や、参加者のサポート等を行うのみのため、木工体験会場入場料は必要となるが、制作キット購入費は不要である。

また、小学生が主に木工作業を行い、保護者がサポートする形とし、1組で1つの制作キットを使用するという実施方法も可能である。

（例）〇〇園を見学する場合

プログラム必要経費：〇〇園入園料

参加者と同様に付添職員も入園するため、参加者と同様に付添職員分の入園料が必要である。

以下については、区が用意する。

・植樹にかかる費用（苗・支柱・水・施肥・スコップ等植樹作業に必要な物品。ただし、軍手については参加者が用意する。3月の植樹の際のバスの乗降場所及び待機場所。）

・参加者へのアンケート

#### ◆参加者の安全確保

・訪問先との事前打ち合わせ等を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないことを確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。

・ツアー中の事故へ対応するため、万全な安全対策を講じること。

・旅行傷害保険に加入すること。保険の内容については、「見積内訳項目」参照。

・事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等を策定すること。

・新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策の実施については政府の指針やガイドラインに従うこと。

#### ◆不可抗力等によるツアーの変更・中止等

悪天候、災害、感染症の発生などの不可抗力を事由としてツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費は、本業務に係る経費とすることができる。その際、ツアーの中止については受託者にて速やかに参加者へ通知を行うとともに、必要な返金手続き等も行うこと。

## 5. 特記条項

個人情報については、別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」の取り決めによる。

## 6. 支払方法

支払方法は2回払いとし、以下のとおりとする。

	支払時期	支払内容
支払い1回目	11月のツアー終了後	11月実施のツアー催行に要した費用
支払い2回目	全業務完了後	上記以外の費用

受託者は上記支払時期に、業務完了・検査の後、完了届及び請求書を提出すること。なお、委託者は請求書の受理後30日以内に請求金額を一括で支払うものとする。

契約締結後に、参加人数、付添職員数等の変更や本委託の中止など、不測の事態が生じた場合は、別途協議のうえ、契約内容を変更することができるものとする。

## 7. その他

- (1) 契約締結後、業務計画書を作成し、業務着手前に区に提出すること。
- (2) 本契約の履行に当たっては、別紙「自動車の使用に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (3) 受託者は常に従事者の健康管理に留意の上、健康状態を把握し、業務に支障がないようにすること。
- (4) 受託者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の許諾を得なければならない。
- (5) 本委託において疑義が生じた場合、及び本仕様書に明示のない事項については、区と協議のうえ決定するものとする。

## 8. 担当部署

江東区 環境清掃部温暖化対策課環境調整係・環境推進担当

〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

(江東区役所防災センター6階5番窓口)

電 話 03-3647-6124〔直通〕

F A X 03-5617-5737

メール 380200@city.koto.lg.jp

## 個人情報の取扱いに関する特記条項

(個人情報保護法等の遵守)

**第1条** 乙は、個人情報の保護に関する法律のほか、甲の定める江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則並びに情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に基づき、個人情報の取扱いに関する特記条項（以下「特記条項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

**第2条** 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

**第3条** 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 作業責任者は、仕様書及び特記条項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、仕様書及び特記条項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

**第4条** 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

**第5条** 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、仕様書及び特記条項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

**第6条** 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしては

ならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、本委託業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から、秘密保持に関する誓約書（甲に対する誓約書をいう。以下単に「誓約書」という。）を徴取し、これを甲に提出しなければならない。

（再委託）

**第7条** 乙は、本委託業務の全部の委託をしてはならない。

- 2 乙は、甲の書面による許諾を得た場合に限り、本委託業務の一部の委託（以下「再委託」という。）をすることができる。

- 3 乙は、前項の許諾を得ようとするときは、次の事項を明確にした上で、事前に、書面により再委託をする旨を甲に申請しなければならない。

- (1) 再委託を受ける者の名称
- (2) 再委託をする理由
- (3) 再委託をして処理する内容
- (4) 再委託を受ける者において取り扱う個人情報
- (5) 再委託を受ける者における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託を受ける者が当該再委託に係る業務の全部又は一部の委託をすることの有無
- (7) 再委託を受ける者に対する管理及び監督の方法

- 4 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対し、再委託を受けた者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 5 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、乙と再委託を受けた者との契約において、再委託を受けた者に対する乙の管理及び監督の手段及び方法を具体的に規定しなければならない。

- 6 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、その履行につき管理及び監督をするとともに、甲の求めに応じ、管理及び監督の状況を甲に対し適宜報告しなければならない。

- 7 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に、当該再委託に係る業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から誓約書を徴取させなければならない。

- 8 前項の誓約書は、乙が、再委託を受けた者から受け取り、甲に提出しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

**第8条** 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

**第9条** 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管

すること。

- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
  - (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
  - (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ、業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
  - (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
  - (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
  - (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
  - (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
  - (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
  - (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- （提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

**第10条** 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

（個人情報の受渡し等）

**第11条** 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

- 2 本委託業務において電子計算組織の運用又は保守をする場合は、乙は、業務の着手前に、接続又は操作をすることができる情報の種類及び範囲並びに接続又は操作の方法について甲の指示を受けるものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

**第12条** 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を

講じなければならない。

- 5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

**第13条** 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

**第14条** 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

**第15条** 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故にかかわる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

**第16条** 甲は、乙が特記条項に定める義務を履行しない場合は、特記条項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

**第17条** 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記条項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

## 江東区契約における暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

**第1条** 甲は、乙（乙が共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員又は組合員のいずれかの者が該当する場合を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が乙の経営に事実上関与していると認められるとき。
- (2) 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から第4号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約の一部の履行があったときは、契約金額から履行部分に対する契約代金相当額を控除して得た額の100分の10相当額）を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

5 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約条項の関係規定を準用するものとする。

(不当介入に関する報告及び届出)

**第2条** 乙は、契約の履行にあたり、暴力団等から、区が締結する契約に関し契約の相手方に、工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けた場合（下請人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、速やかに甲に報告するとともに、警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）へ届出を行わなければならない。

2 乙は、前項の規定による報告及び届出により、甲が行う調査並びに管轄警察署が行う捜査に協力しなければならない。

3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への届出を怠ったと認められるときは、区の契約から排除する措置を講ずることができる。

## 自動車の使用に関する特記仕様書

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

1. ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
3. 低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。